## 独立行政法人大学入試センター監査・評価室の設置について

平成16年6月30日 理 事 長 裁 定

改正 平成17年3月30日理事長裁定

改正 平成18年4月1日理事長裁定

改正 平成26年3月31日理事長裁定

改正 平成31年3月31日理事長裁定

改正 令和元年7月31日理事長裁定

独立行政法人大学入試センター監査・評価室の設置について

(監査・評価室の設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)に、監事の所掌する監査及び 評価に関する業務の支援、並びにセンターの監査・評価に資するための情報の収集・管理のため、 監査・評価室を置く。

(組織)

- 第2条 監査・評価室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - 一 総務課長
  - 二 総務課課長補佐
  - 三 財務課課長補佐
  - 四 総務課総務係長
  - 五 総務課専門職員
  - 六 総務課企画・法規係長
  - 七 財務課総務係長
- 2 監査・評価室に室長及び室長補佐を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - 一 室長 総務課長
  - 二 室長補佐 総務課課長補佐 (理事長が命じた者に限る。)

(その他)

第3条 この裁定に定めるもののほか監査・評価室の運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この裁定は、平成16年7月1日から施行する。

附則

この裁定は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- この裁定は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月31日)
- この裁定は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成31年3月31日)
- この裁定は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和元年7月31日)
- この裁定は、令和元年8月1日から施行する。